

告 示

埼玉県告示第千二百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和四年十一月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人名栗カヌー工房

二 代表者の氏名

山田 直行

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字下名栗千八百十七番地九

四 当該認定の有効期間

令和四年十一月十一日から令和九年十一月十日まで